**測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格申請要件**

１．申請要件（※基準日は令和７年７月１日とする。）

次の①から⑧を全て満たしていること。

①健康保険及び厚生年金保険等に加入していること。

（個人事業者で従業員が4 人以下のため適用が除外されている場合を除く）

②雇用保険に加入していること。

（従業員が一人もいないため適用が除外されている場合を除く）

③次の各号の一に該当する事実があった後、1 年以上を経過していること。

ア　契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。

イ　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者。

ウ　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。

エ　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。

オ　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。

④営業開始後1 年を経過していること。

⑤申請する業種区分について、直前2 年の確定した年間平均実績高（公共事業以外の実績も含む）があること。

⑥手形交換所による取引停止処分を受けた事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められるものでないこと。

⑦成年被後見人若しくは被補佐人又は破産者で復権を得ないものでないこと。

⑧沖縄県暴力団排除条例（平成23 年沖縄県条例第35 号）第2 条第2 号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

２．一部業務についての申請要件（下記申請希望業者は１．２．両方の要件を満たすこと）

①測量業務（測量一般、地図の調整、航空測量）を希望する者は、測量法第55 条の5 の規定による登録を受けていること。

②建築関係建設コンサルタント業務中、建築一般を希望する者は、建築士法第23 条の3 の規定による登録を受けていること。

③補償関係コンサルタント業務中、不動産鑑定を希望する者は、不動産鑑定評価に関する法律第24 条の登録を受けていること。